

富山市病院事業局告示第 1 号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について（平成 23 年富山市民病院告示第 6 号）による。

令和 5 年 6 月 21 日

富山市病院事業管理者 石 田 陽 一

工 事 名	富山市民病院チーリングユニット外更新工事	
工 事 場 所	富山市今泉北部町地内	
工 事 番 号	管 1	
工事完成期限	令和 6 年 2 月 2 日	
工 事 概 要	1 チーリングユニット更新工事 2 空調機更新工事	
予 定 価 格	43,610,000 円 (消費税及び地方消費税額を含まない。)	
審 査 方 式	事後審査方式	
審 査 基 準 日	入札参加資格の審査は、令和 5 年 7 月 5 日時点の事実をもって行うものとする。	
入 札 参 加 資 格	地 域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
	業 種	管
	総合点数等	入札参加資格決定通知書で通知された管工事の総合点数が 970 点以上であること。
	施工実績	平成 20 年 4 月 1 日以降に官公庁等発注の管工事の元請として、この工事の予定価格の 3 割以上の金額の施工実績があること。

配置技術者	<ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="491 152 1444 696">1 2級管工事施工管理技士と同等以上の資格を有する者（以下「2級管工事施工管理技士等」という。）を配置できること。ただし、契約金額が4,000万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者（以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。）でないこと。<li data-bbox="491 719 1444 1070">2 4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者をいう。）の資格を有する者を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。<li data-bbox="491 1093 1444 1697">3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用（以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。）を受けられる場合は、この限りでない。<li data-bbox="491 1720 1444 1888">4 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受けられる監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を認める。
-------	--

調査基準 価格を下 回る価格 で契約を 締結する 場合の配 置技術者	<p>1 契約金額が4,000万円未満の場合 2級管工事施工管理技士等を専任で配置することとし、その配置技術者は、営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用については認めない。</p> <p>2 契約金額が4,000万円以上の場合 2級管工事施工管理技士等を専任で2名配置することとし、いずれの配置技術者も営業所専任技術者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用及び特例監理技術者の配置については認めない。</p>
そ の 他	4,500万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、管工事についての特定建設業の許可を受けていること。
入札及び契約 を担当する課	富山市病院事業局管理部契約出納課 FAX番号076-422-1371
契約条項等の 閲覧期間	令和5年6月21日から7月5日まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。)
設計図書に対 する質問期間	令和5年6月21日から同月28日まで
質問に対する 回答期限	令和5年6月30日
入札の方法	郵便入札(一般書留又は簡易書留に限る。)
入札書の 到着期限	令和5年7月5日
開札日時及び 場所	令和5年7月6日午前9時30分 富山市民病院2階201会議室
調査基準価格	有(失格基準を適用しない。)
工事代金 支払条件	前金払 有 部分払 有